

第三十四回国会 衆議院 国土総合開発特別委員会議録 第三号

昭和三十五年三月三十日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 寺島隆太郎君

理事 島村 一郎君 理事 野田 武夫君

理事 山田新治郎君 理事 足鹿 鐵藏君

理事 石山 權作君 理事 中村 時雄君

秋田 大助君 生田 宏一君

池田 清志君 木村 守江君

進藤 一馬君 二階堂 進君

辻原 弘市君 長谷川 保君

森本 靖君 田中幾三郎君

出席政府委員

経済企画政務次 岡部 得三君

総理府事務官 藤巻 吉生君

(経済企画庁総 合開発局長)

委員外の出席者

議員 前尾繁三郎君

議員 辻原 弘市君

議員 中村 時雄君

三月一日

委員橋本登美三郎君辞任につき、その補欠として山村新治郎君が議長の名で委員に選任された。

同月二十二日

委員片島港君辞任につき、その補欠として辻原弘市君が議長の名で委員に選任された。

同月二十四日

委員竹谷源太郎君辞任につき、その補欠として小松信太郎君が議長の名で委員に選任された。

同月二十五日

委員田中榮一君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として生田宏一君及び森本靖君が議長の名で委員に選任された。

同月三十日

委員生田宏一君及び小松信太郎君辞任につき、その補欠として田中榮一君及び田中幾三郎君が議長の名で委員に選任された。

三月三十日

理事二階堂進君同日理事辞任につき、その補欠として山村新治郎君が理事に当選した。

三月十七日

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外三十三名提出、衆法第一八号)

同月二十四日

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外四十二名提出、衆法第二三三号)

二月十六日

九州地方開発公庫設置促進に関する請願(池田清志君紹介)(第二七二号)

九州、四国地方開発公庫の設置促進に関する請願(關谷勝利君紹介)(第四八〇号)

未開発地域市町村に対する公共事業費の国庫負担増額に関する請願(床次徳二君紹介)(第四八一号)

南九州の産業振興に関する総合的特別措置法制定に関する請願(床次徳二君紹介)(第四八二号)

同月二十二日

九州地方開発促進法に基づく国庫負担率等引上げに関する請願(二階堂進君紹介)(第六八四号)

三月十日

臨海地域開発促進法案に関する請願(田口長治郎君紹介)(第九五四号)

同月二十六日

九州地方開発重要事業の補助率引上げに関する請願(吉田重延君紹介)(第一七三九号)

三月二十四日

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外三十三名提出、衆法第一八号)は撤回された。

二月十九日

九州地方開発公庫設置促進に関する陳情書(福岡県議会議長松隈又五郎)(第五六号)

九州及び四国地方開発公庫設置促進に関する陳情書(徳島県議会議長内藤茂右衛門)(第五七号)

同(和歌山県議会議長坂久五郎)(第一四九号)

同(高知県議会議長飯谷忠男)(第一五〇号)

北陸地方開発促進に関する陳情書(石川県議会議長清谷博文)(第一五一号)

同(富山県議会議長山嶋泰次)(第一五二号)

三月二日

未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法制定に関する陳情書(東京都議会議長内田道治)(第三五八号)

同月十八日

北陸地方開発促進に関する陳情書(金沢市広坂通り石川県庁内北陸地方開発促進協議会長益谷秀次)(第四二八号)

未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法制定に関する陳情書(島根県議会議長室崎勝造)(第五〇七号)

九州地方開発重要事業の補助率引上げに関する陳情書(大分県議会議長小林政治)(第五〇八号)

未開発地域の開発促進に関する陳情書(山梨県議会議長名執齊一)(第五〇九号)

は本委員会に参考送付された。

本日会議に付した案件

理事の互選

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外四十二名提出、衆法第二三三号)

国土総合開発に関する件

○寺島委員長

これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。理事二階堂進君より理事を辞任いたしましたの申し出がありますので、これを許可し、その補欠選任につきましても、委員長において指名いたしたいと存じます。

すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○寺島委員長 御異議なしと認め、山村新治郎君を理事に指名いたします。

○寺島委員長 前尾繁三郎君外四十二名提出の四国地方開発促進法案を議題といたします。

四国地方開発促進法案

四国地方開発促進法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、四国地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「四国地方」とは、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び和歌山県の区域をいう。

(四国地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、四国地方開発審議会の審議を経て、四国地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、四国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができ

(四国地方開発審議会の設置)  
第四条 総理府に、四国地方開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)  
第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

- 一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項
- 二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、四国地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると思われる場合において、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

- 2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。  
一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人  
二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人  
三 関係行政機関の職員 十人以内  
四 関係県の知事 五人  
五 関係市長を代表する者 一人  
六 関係町村長を代表する者 一人  
七 開発促進計画に關し学識経験のある者 七人以内

第六条 審議会は、委員三十二人以上で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。  
一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人  
二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人  
三 関係行政機関の職員 十人以内  
四 関係県の知事 五人  
五 関係市長を代表する者 一人  
六 関係町村長を代表する者 一人  
七 開発促進計画に關し学識経験のある者 七人以内

三 関係行政機関の職員

四 関係県の知事

五 関係市長を代表する者

六 関係町村長を代表する者

七 開発促進計画に關し学識経験のある者

- 3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第二項第七号の委員は、再任されることのできる。
- 5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。
- 6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

- 7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

- 7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第八條 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 第八條 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第九條 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

- 第九條 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

第十條 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に關して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

- 2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

- 2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これに基づいて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

- 3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これに基づいて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

- 3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これに基づいて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

第十一條 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

- 第十一條 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

第十二條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三條第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

- 第十二條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三條第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

- 2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

- 2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

- 2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開発促進計画が作成された場合において、四国地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合については、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

- 2 開発促進計画が作成された場合において、四国地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合については、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。第十五條第一項の表中九州地方開発審議会の項の次に次のように加える。

- 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。第十五條第一項の表中九州地方開発審議会の項の次に次のように加える。

方開発促進計画」を「九州地方開発促進計画又は四国地方開発促進計画」に改める。

- 5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。  
第四條第十五号の三の次に次の一号を加える。  
十五の四 四国地方の開発の促進に關する基本的な政策及び計画を企画立案すること。  
第四條第二十号の次の次に次のように加える。  
ル 四国地方開発促進法(昭和三十一年法律第 号) 九 四国地方の開発の促進に關すること。

- 5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。  
第四條第十五号の三の次に次の一号を加える。  
十五の四 四国地方の開発の促進に關する基本的な政策及び計画を企画立案すること。  
第四條第二十号の次の次に次のように加える。  
ル 四国地方開発促進法(昭和三十一年法律第 号) 九 四国地方の開発の促進に關すること。

理由  
四国地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、四国地方開発審議会を設置し、四国地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 理由  
四国地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、四国地方開発審議会を設置し、四国地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 理由  
四国地方における資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、四国地方開発審議会を設置し、四国地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約百万円の見込みである。

- 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約百万円の見込みである。

○寺島委員長 提出者より提案理由の説明を聴取いたします。前尾繁三郎君。

- 寺島委員長 提出者より提案理由の説明を聴取いたします。前尾繁三郎君。  
○前尾議員 ただいま上程せられました四国地方開発促進法案について、私は自由民主党、日本社会党、民主社会

党を代表して、その提案理由を御説明  
申し上げます。

四国地方の開発促進につきましまして  
は、去る昭和三十四年第三十一国会に  
おきまして四国地方総合開発促進に關  
する決議が満場一致をもって可決され  
たのでありますが、この決議の趣旨等  
からも明らかでありますように、今  
日、この地方は国土総合開発の重要な  
一環として、地域の開発を必要とする  
多くの問題をかかえているのでありま  
す。すなわち、この地方住民の生活程  
度はきわめて低く、地方財政は弱体で  
あり、台風等の災害も加わり、ために  
交通運輸の諸施設の整備改善、治山治  
水等公共諸事業も進まず、相当の包蔵  
量を有するといわれる各種資源の開発  
も思うにまかせず、住民の所得は伸び  
悩みを来とし、後進地域特有の経済の  
悪循環を繰り返しているものでありま  
す。例を地方財政にとりましても、昭  
和三十四年度の基準財政需要に對する  
基準財政収入の比率は二九%で、東北  
地方とはほぼ同じく、全国平均の約半分に  
すぎず、他のいかなる地域よりも低い  
数字を示し、本地方の財政の貧弱さを  
如実に物語っておるのでありますが、  
その反面、公共諸施設の整備状況はき  
わめて悪く、例を国道道の改良率に見  
ましても、約一〇%にすぎず、全国平均  
の二五%は申すに及ばず、中国地方の  
一九%、東北地方の一七%よりもなお  
相当低い数字を示しております。災害  
の多いことも本地方の特徴でありまし  
て、面積当たり、または人口当たり災  
害事業費は他のいかなる地方よりも大  
きく、全国平均の二倍を上回っており  
ます。

このような現状に對しまして、何ら

かの特別な国家的施策を行ない、この  
悪循環を断ち切らない限り、本地方の  
後進性は一そう顕著となり、地域間の  
格差はますます増大し、経済社会の不  
安定を招来することは必定でありまし  
て、わが国長期経済安定政策の上から  
も、これが抜本的対策を必要とするこ  
とであるのであります。しかも、この地方  
は、吉野川、渡川を初めとする莫大な  
水資源はもとより、森林資源、地下資  
源、農水産資源等相当豊富に包蔵しな  
がら、これらの開発は遅々として進ま  
ないのであります。国家的見地か  
ら、重要資源の積極的開発、産業基盤  
の整備強化等の事業を促進して国民經  
済の発展に寄与いたしますことは、き  
わめて緊要であるかと思ふのでありま  
す。

第二は、四国地方開発審議会に關  
し、その設置、所掌事務、組織その他  
の必要な事項について規定してありま  
すが、特定の重要事項を審議検討する  
ための部会の設置その他審議会の具体  
的運用については、政令をもつて定め  
ることとしております。なお、審議会  
設置に要する昭和三十五年度の予算は  
百万円が計上されております。

第三は、開発促進計画に基づく事業  
の実施及び調整についてであります  
が、開発促進計画に基づく事業は、こ  
の法律に定めるもののほか、当該事業に  
關する法令の規定に従って、国、地方公  
共団体その他のものが実施するものと  
し、それぞれの事業の総合、効率的実施  
推進を期するため、経済企画庁長官が、  
毎年度、事業計画及び資金計画の調整  
を行なうこととしたのであります。

第四は、開発促進計画の実施を促進  
するための財政上の措置に關してであ  
りますが、政府は開発促進計画を実施  
するために必要な資金の確保をはかり、  
かつ財政の許す範囲において、その実  
施の促進に努めなければならないと規  
定いたしております。なお、これにつ  
いては、一般会計予算の増額を期する  
ほか、地方産業育成のための財政資金  
の確保についても、特段の考慮を払わ  
るべきことは論を待たないところであ  
ります。

このような観点から本地方の総合開  
発を促進するためには、国が開發促進  
計画を作成し、これに基づく事業を円  
滑かつ強力に実施し得るような基本法  
の制定が、ぜひとも必要であると存ず  
る次第であります。これがこの法律案  
を提出する理由であります。

次に、法案の要旨について御説明い  
たします。

第一は、内閣総理大臣は四国地方開  
發審議会の審議を経て、四国地方開発  
促進計画を作成することとしたしてい  
ります。この開發促進計画は、四国地  
方における土地、水、山林、鉱物、電  
力その他の資源の総合的開發の促進  
に關する計画であります。資源の  
開發と一体の關係にある産業基盤の  
整備事業並びに国土の保全に關する事  
業等は、開發計画の前提として、当然  
含まれることは申すまでもありませ  
ん。

また、開發促進計画に基づく事業の  
実施促進に伴う、地方財政再建促進特  
別措置法との關係については、財政再  
建団体及び財政再建法適用団体である  
県が、開發促進計画に基づく事業を円  
滑に実施できるように、自治庁長官が、  
財政再建計画の変更の承認にあたっ  
て、特別の配慮を行なわねばならない  
と規定いたしております。

次は、これらの事業の実施にあたっ  
ての国の特別の助成措置についてあり  
ますが、本地方の開発促進計画が作成  
された場合、すみやかに所要の改正を  
行なうこととしたしまして、附則第二  
項にその規定を設けたのであります。

すなわち、本地方の開発の緊要性にかん  
がみ、本法成立後、直ちに開發促進計  
画が作成されることを強く期待し、か  
つこの場合において、重要事業に對す  
る国の通常の負担または補助の割合に  
ついて特別の引き上げ措置を講じ、  
もって開發促進計画の画期的実施促進  
を期している次第であります。

以上のはか、この法律の制定に伴い  
必要な關係法律の一部改正を行なうこ  
ととしたしております。

以上がこの法律案の要旨であります  
が、何とぞ慎重御審議の上、すみやか  
に御賛同あらんことをお願いする次第  
であります。

寺島委員長 以上で提案理由の説明  
は終わりました。

寺島委員長 この際、国会法第五十  
七条三の規定により、政府より意見を  
聴取いたします。岡部経済企画政務次  
官。

岡部政府委員 ただいま提案になり  
ました四国地方開発促進法案に對しま  
しては、特に経済企画庁といたしまし  
ては異存はございません。

寺島委員長 これより質疑に入りま  
す。質疑はございませんか。

寺島委員長 質疑がなければ、討論  
に入ります。順次これを許します。森  
本靖君。

森本委員 私は、日本社会党を代表  
いたしまして、ただいま提案せられま  
した四国地方開発促進法案につきまし  
て、賛成の討論をいたすものでありま  
す。

さらに、国土開発法にしても、昨年成立した九州地方開発促進法にいたしまして、基本法にとどまり、実施法となっておりません。それは法の裏づけとなる財源措置が伴っていないからであります。従って、本法案において、四国地方五県の住民や各自治体の期待を裏切ることのないよう、四国地方の開発を名実ともに効果的に行なえるような実施法にする必要があると思ふのであります。

さらに、地方開発資金の使途の問題であります。本法案の目的は、四国地方の後進地域の開発であると思ふます。従来の地方開発の現状を見ますと、さきに述べましたように、大企業または地方都市に資金が集中し、中小企業、農林漁業等のおくれた施設の強化は、第二次的にされてきた傾向があります。早期の経済効果は望めなくとも、後進性よりの脱却という見地よりすれば、最も重点を置かれるべきものに、できるだけ資金を配分する処置は、開発促進のためにまことに大切なことだと思ふます。

以上のような観点に立つて、本法の実施にあたっては、真に四国地方開発を効果あらしめるよう、政府に対し格段の積極性を要望し、他にもいろいろ意見はございますが、時間の関係上、簡単な私の賛成討論を終わるものであります。(拍手)

○寺島委員長 中村時雄君。

○中村時雄委員 私、ただいま上程されましたところの四国地方開発促進法案について、民主社会党を代表いたしまして、賛成の意を表するものであります。

本案によって、四国地方の地位の偏

在に伴うところの経済の低位後進性を打破して、これを全国的水準にまで引き上げるため、同地方におけるところの未利用資源の積極的の開発を促進し、それぞれの立地条件に適応せるところの適地産業助長振興と、鉱工業の近代化、農山漁村におけるところの生産振興をはかることは、わが国産業経済伸張の一環としては、きわめて重要な意義を持つものであります。

以上の観点から、私は、本案に対して賛成の意を表する次第であります。

○寺島委員長 これにて討論は終局いたしました。

○寺島委員長 これより採決に入ります。

四国地方開発促進法案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○寺島委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○寺島委員長 中村時雄君。

○中村(時)委員 私は、企画庁の長官に、今の賛成をいたしましたその内容の二、三について、あなたの方の考え方をほつきりさせておいていただきたいと思ふ次第であります。

そこで、まず第一番にお尋ねしておきたいのは、この補助率の問題につきまして、四国全体に対して必ずつけること、次の臨時国会に必要な法案を提案する御意思があるかどうか、これが第一点。

第二点は、時間の関係がありますので、質問だけを先にいたしますから、

整理しておいて下さい。審議会あるいは審議委員を早急に定めること。おそらく、これは八月までに計画を立てないうち、またいろいろ事後の問題が起ってくると思ふので、そのことをどのように考えているか。その必要な措置、調査をどういうように考えているかということ。続いて、四国地方開発促進法成立後すみやかにこれを設置することができかどうか。あるいは開銀の融資、あるいは業務方式の簡素化、観光事業もその中の対象に入れたらどうか。この点に關して、あなたの御答弁をほつきりさせておいていただきたい。

○藤巻政府委員 この法案に書いてございいます、四国地方の開発のために必要な公共事業に対する国庫補助率の引き上げの問題でございしますが、これは私どももいたしまして、法律の趣旨にのっとりまして、できるだけ来国会にさような法律案が出せるように検討いたしたいと思ひます。

それから、この法律案に盛りれております開発計画なり、審議会なり、あるいは行政の機構の問題につきましては、私どももできるだけ早くさような手配をいたしたいと考えておるのであります。ただし、お話にございましたような観光の事業につきましては、若干まだ問題がございますので、ここで必ず出すというところは言明いたしかねるわけでございしますが、なおこれはほかの地域との関係もありますので、検討いたしたいと思ひます。

○中村時雄委員 ちょっと話が前後しているわけですが、今の観光地帯というところは、特に四国は瀬戸内海を含んでおる関係もあり、あるいは特に愛媛

県なんかは、道前、道後の温泉という問題がふくまれておる。そういうようなことも勘案され、ぜひともこれは配慮しておいていただきたいと私は特に要求して、一応終わります。

○寺島委員長 この際、辻原弘市君より発言を求められております。これを許します。辻原弘市君。

○辻原委員 私は、この際、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、ただいま可決になりました四国地方開発促進法案につきまして、附帯決議案を提案したいと思ふのであります。

まず、案文を朗読いたします。

四国地方開発促進法案に対する附帯決議案

四国地方の開発を促進するため直ちに促進計画を樹立し、重要事業に対する国の負担又は補助率については地方財政の実情に即するよう、必要な措置を講ずるとともに、地方開発資金の確保並びに運用に万全を期すべきである。

簡単に理由を申し上げたいと思ひます。これを特に附帯決議として提出いたしました最も大きな意味合いは、開発計画を具体的に推進するために最も必要である国の財政援助、この点については、本法によりましては、附則第二項によつて、別途法律にゆだねられておるのであります。本来ならば、当然これは本法の中に明確に規定すべき事柄でございします。しかしながら、すみやかに法案を成立せしめる必要上、また、これが三党共同提案に至りました経緯等から考えまして、直ちに

本法に規定いたすことの困難な事情をわれわれも了いたしましたので、やむなくこれにかえまして、この際、それらについて、所要の措置を政府並びに国会において当然とられることを期待いたしますために、この附帯決議をつけ加えた次第であります。

なお、第二の問題といたしましては、本年度の予算の中に、開発銀行の融資のワケが、四国地方開発融資資金として設けられたと聞いておりますが、四国地方開発の緊急性にかんがみまして、さらに本法実施の裏づけに値するだけの十分な開発資金を当然確保いたさなければなりません。従つて、この点特に政府に対して、融資資金のワケを明確にし、所要資金を確保することを強く要望いたしておるのであります。

なお、業務の取り扱いにつきましても、四国、和歌山地方開発の趣旨に合致するよう特に留意をされて、資金の配分を行なうべきであると考えておる次第でございします。

以上、簡単にございしますが、提案いたしました三点の要旨を申し上げまして、提案理由の説明といたしたいと思ふのであります。(拍手)

○寺島委員長 ただいまの動機について御発言はありますか。——なければ、ただいまの辻原弘市君より提出されました動機のごとく、四国地方開発促進法案に附帯決議を付することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○寺島委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○寺島委員長 この際、附帯決議について政府より発言を求められておりますので、これを許します。岡部経済企画政務次官。

○岡部政府委員 ただいま附帯決議が発表されて、決議になりました点につきまして、その意思を尊重いたしまして、当局としてはやりたいと存じております。

○中村(時)委員 今の点について政務次官によくお話をしておきたいのは、この附帯決議の中には、法案の中にもあるような問題もたくさん含んでいるわけなんです。ただ、この中で一番重要なことは、先ほど私もちょっと言いましたけれども、立法措置を講ずることができるとかどうかというところは、一つの問題があると思う。だからその点に関しては、あなた方は、将来においてはそのようなことができるならばできるとはつきり言っておいていただきたい。

○岡部政府委員 それは立法措置はできると考えております。

○寺島委員長 ただいま議決されました本案についての委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○寺島委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三分休憩

午前十一時五十分開議

○寺島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国土総合開発に関する件について、発言の申し出があります。これを許します。田中幾三郎君。

○田中(幾三)委員 四国地方開発促進法の成立に伴いまして、私は希望と意見を陳列いたしまして、政府の御所信をお伺いしたいと思うのであります。

申すまでもなく、本案の目的は、後進性の地域の開発を促進するにあるのであります。その対象とする地域は、本法律に示された通り、四国に加えて和歌山県を入れておるのであります。私は、和歌山を四国地方の未開発地域に加えたというところは、これは大阪に近い和歌山地方を対象としたのでなくして、むしろ勝浦から東の方の新宮あたりを中心にした、いわゆる熊野と称する地方が、重要な対象であろうと思うのであります。申すまでもなく、和歌山県は紀伊の国の大部分であります。それより東から北に向かつて、紀州のうちで、南牟婁、北牟婁、尾鷲市、熊野市という二市、二郡がこの紀州地域になっておるのであります。これが熊野川を隔てて三重県に編入されておるのであります。こういう単に行政上の区画で地域をきめるということでなくして、広く未開発の地域を開発していこうというのが趣旨であります。けれども、地域の決定が非常に判定しにくいのために、県を対象としたのであらうと思うのであります。しかしながら、ただいま申し上げました三重県の一部である紀伊の国の二市二郡は、行政区画からいえば三重県ですけれども、国という昔の古い地域からいえば、非常に明確になっておるのであります。しかも熊野地方というのは、新宮から東北にかけていわ

ゆる奥熊野といわれる地方が、この紀州の国でも最も未開発の地域であります。先年もここに着眼をされまして、熊野川の流域の森林の開発を目標とする森林開発公団ができましたときに、四国の徳島を中心にして剣山と、熊野の森林を対象として、森林開発公団ができたほどであるのであります。また、いかに未開発であるかということ、大正八年、今から約四十年前に、和歌山から松阪に通ずる、いわゆる紀勢線と称する鉄道法案が通過しましたけれども、四十年を経まして昨年の七月十五日に、初めて熊野市と尾鷲市を通ずる汽車ができたのであります。四十年の間、後進地域として放置せられた地方であるのであります。さようでありますから、こういう国民の非常に待望する法案ができました際に、何人が見ても未開発であるという地域を目こぼしにしていこうということは、私はまことに遺憾に存するのであります。この地方こそ、むしろ促進法の対象になる第一位に置かるべき地域ではないかと存するのであります。しかも、ただいま申しましたように、地上の森林のみでなく、水系を中心として電発も最近仕事を起こされておりますが、地下資源もこれに伴って非常に多いし、また、これらの電力等を使用して開発していく部面も、非常に広大であらうと思えます。その経済的効果というものも、従って大きからうと存するのであります。私は、この地方が、単に四国四県と和歌山県という行政区画に入らないという、ただそのことのために除かれたということは、まことに遺憾でございまして、この点につきまして、これはこの法律の成立

に伴いまして、どうしてもこの地方も政府において御考慮をいただきたい、かように存するのであります。こういう点に対しまして、この法律の施行に伴って、政府は一体どういうふうにご地方をお考えになっておるか、私の要望を申し上げて、御意見を伺いたいと思ひます。

○岡部政府委員 ただいま田中委員から御質問のありました、奥熊野の未開発地域の開発についての、また四国地方の開発に関する点につきましての御質問でございしますが、ただいまの御意見につきましては、今後私どもの方でも十分に検討して、御意見の趣旨に沿いたいと思っております。

○寺島委員長 次会は、来たる四月六日、水曜日に委員会を開会することとしたし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

昭和三十五年四月二日印刷

昭和三十五年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局